

## 要 旨

本稿は、公文書管理法に準拠した公文書管理条例を地方公共団体が制定するに当たっては、国と地方公共団体の組織制度の違い、法律と条例の形式的効力の違いを条例の規定に反映させる必要があるほか、当該団体の公文書管理の制度（公文書管理規則、文書取扱規則、公文書館の有無、独自の情報公開・個人情報制度等）との整合を図るための独自規定の検討が重要であり、当該検討に当たっては、既に制定されている条例の規定内容を確認することが極めて有用であるという執筆者の経験を踏まえ、公文書管理法公布後から令和3年1月1日までに公文書管理法に準拠した内容で制定されたと認められる38自治体（14都県、3政令市、21市区町）の公文書管理条例の条文を比較分析し、その規定状況を確認したうえで、公文書管理法に準拠する公文書管理条例を制定する際に特に検討すべきと執筆者が考える論点について、論じようとするものである。

第1章では、本稿を執筆に至った執筆者の経験と課題意識を述べる。

第2章から第6章まででは、対象条例について、公文書管理法の条ごとに、同法の条文と対応する内容を規定した対象条例の各条文とを比較し、規定ぶりの類似する条例を区分し、当該区分ごとの条例数を表示し、当該区分ごとにその規定内容について現状分析する。

第7章では、現状分析を踏まえ、独自規定を置くべきか特に検討すべき論点について論述し、現用文書の歴史公文書等の該当性判断において公文書館の判断を特に重視すべきであることともに、当該判断の妥当性を検証できる仕組みを設けるべきことを述べ、あわせて条例の下部規定及び施行日前に作成し、又は取得した現用文書の取扱いについて、十分に検討してから条例を施行すべき旨を述べる。